令和８年度に新卒保育士の内定をする
～　保育事業者の皆様へ　～

令和８年度埼玉県新卒保育士就職準備金貸付のご案内

埼玉県では、令和８年度中に新卒保育士の採用を内定する県内の保育所等を運営する事業者に対し、内定した新卒保育士の「就職準備金」を無利子でお貸しします。
この制度は、採用した新卒保育士が一定期間保育士として就業継続した場合、借りた資金の全額が返済不要となります。

事業者への貸付金額

※市町村負担がある場合

新卒保育士1人あたり

20万円 又は 30万円

＋

転居加算10万円

※県外から期間内に転居する方のみ

◆貸付対象◆　以下のすべてを満たす保育事業者が対象です。

① 令和８年度に新卒保育士（※１）の採用を内定する、埼玉県内の保育所等（※２）を運営する法人等であること。

② 新卒保育士の勤務先の保育所等が「施設型給付費等に係る処遇改善等加算について」（平成27年3月31日付け三府省連名通知）に定めるキャリアパス要件を満たしていること（申請日時点でキャリアパス要件を満たしていない場合は、市町村による確認が必要）。
※ただし、児童養護施設、乳児院及び母子生活支援施設は除く。

③ 当該年度に都道府県知事の指定する保育士養成施設の実習生を受け入れていること又は実習生を受け入れる見込みであること。

④ 貸付金が交付された月の翌月末までに、新卒保育士に対して貸付金を一括で給付又は貸付をすることに同意すること。

（※１）新卒保育士
常勤保育士（就業規則で定める常勤の従業者が勤務すべき時間数（１か月に勤務すべき時間数が120時間以上であるものに限る。）に達している者、又は1日6時間以上かつ月20日以上勤務する者）であり、次の①②のいずれかに該当すること。
①令和８年度中に指定保育士養成施設を卒業した者又は卒業見込みの者。
（幼稚園教諭免許取得のため引き続き在学していたことにより、卒業が令和８年度とならなかった方も対象となる場合があります。詳しくはホームページに掲載の「よくあるお問い合わせ」No.３をご覧ください。）
②令和８年度中に保育士試験に合格し、保育士証の交付を受けた者又は交付見込みの者。

（※２）保育所等
県及び市町村以外のものが運営する認可保育所、認定こども園、小規模保育事業A型・B型、事業所内保育事業、児童養護施設、乳児院、母子生活支援施設

◆貸付金の交付について◆

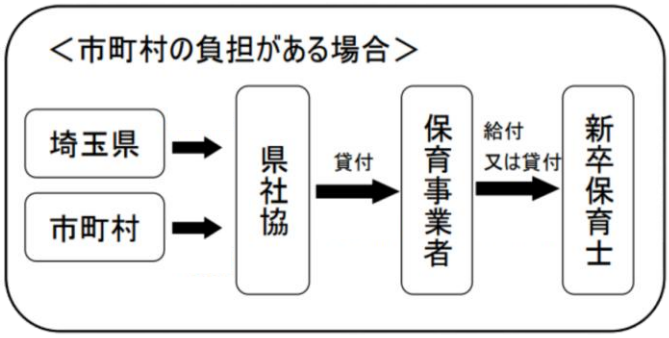

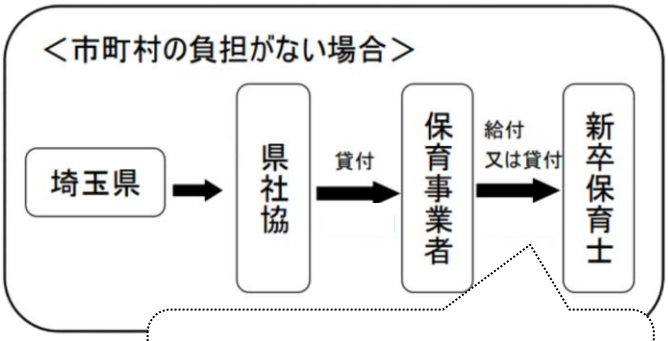

県社協からの貸付金
＋　保育事業者の負担金

【該当市町村】※
行田市、秩父市、加須市、羽生市、鴻巣市、越谷市、
蕨市、戸田市、桶川市、久喜市、三郷市、幸手市、
小川町、横瀬町、皆野町、宮代町、杉戸町

※上記の市町村であっても、貸付金額によっては市町村負担がない場合があります。その場合は、保育事業者に就職準備金の支給額の一部を負担いただく必要があります。具体的な負担額等は募集要領をご確認ください。
※市町村が負担できる人数より申請者数が上回る場合は、事業者負担となる可能性があります。

◆返還免除の要件◆

新卒保育士が、採用された保育所等の所在する市町村の区域内（※）かつ、貸付を受けた保育事業者の運営する保育所等で、児童の保護等に従事し、貸付のコースに応じ２年間又は３年間引き続き勤務した場合。
（※）基本分に係る事業者負担がある場合は、埼玉県の区域内となります。

◆申請方法◆

必要書類を揃え、申請期間内に下記に御提出ください。
＜申請期間＞ 令和８年１０月１日（木）～令和９年２月２６日（金）
※ただし、貸付人数５３０名（先着順）に達した時点で受付は終了となります。

保育所等の種別	申請先
認可保育所、認定こども園 小規模保育事業A型・B型、事業所内保育事業	保育所等が所在する市町村保育担当課
児童養護施設、乳児院、母子生活支援施設	埼玉県福祉部こども安全課

◆留意事項◆

・新卒保育士が、退職等により返還免除の要件を満たさない場合は、借入れた資金の返還が生じます。
・貸付には審査があります。審査の結果により貸付ができない場合があります。

～貸付内容や条件等の詳細、申請書類はホームページに掲載しています～

社会福祉法人埼玉県社会福祉協議会
福祉人材センター　育成資金課
TEL　048-824-3370